

川口市の “多文化共生”について 考えてみよう！

～日本人住民と外国人住民の多様性を
活かした元気な川口のまちづくり～



川口市にはたくさんの外国人が暮らしています。
共に生きる社会を目指すために私たちに求められる
ことはなんでしょう？

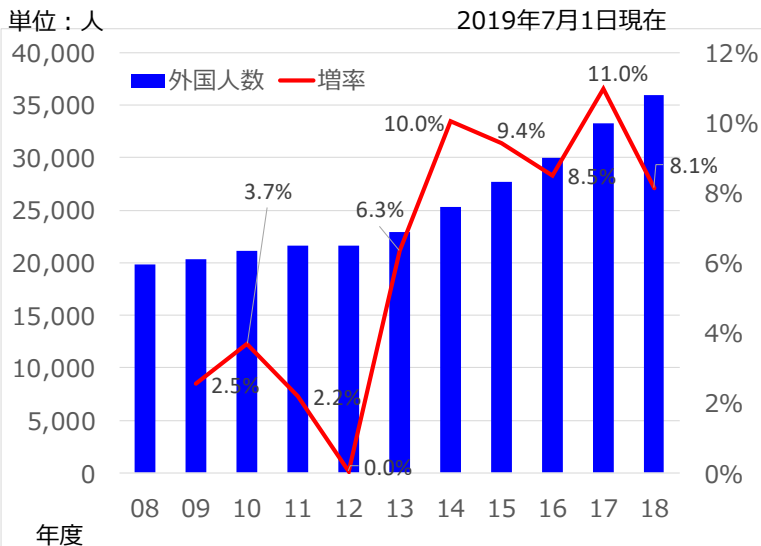
令和元年 川口市 市民活動助成事業
「多文化共生シンポジウム」に基づき作成

特定非営利活動法人
NGO多文化共生協働センター・川口

川口市の外国人住民について

川口市にはどのくらいの外国人が暮らしているのでしょうか

1 川口市の外国人推移と増率



2 外国人の国籍別内訳

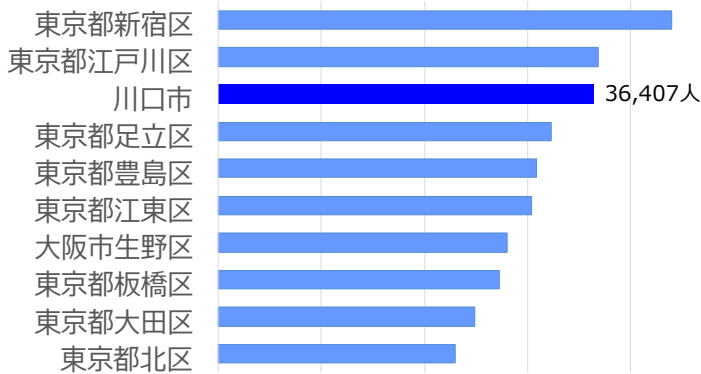
2019年7月1日現在

国籍	人数(人)	比率
1 中国	21,851	58.7%
2 ベトナム	3,567	9.6%
3 韓国	2,810	7.5%
4 フィリピン	2,559	6.9%
5 トルコ	1,239	3.3%
6 その他	5,230	14.0%
合計	37,256	100%

3 在住外国人総数上位10自治体

2018年12月末現在

単位：人

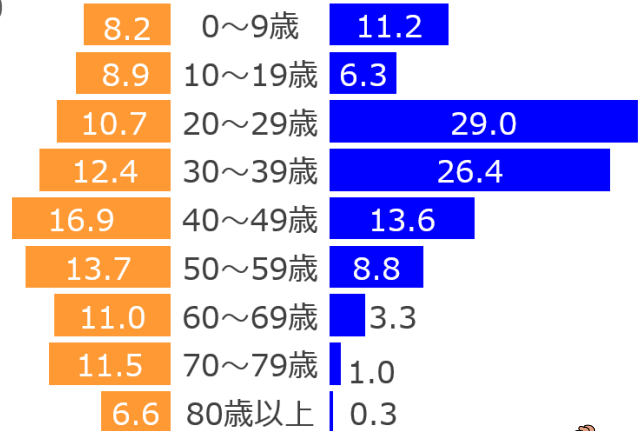


4 年齢構成の分布

2019年7月1日現在

■日本人 ■外国人

単位：%



統計でみる川口市の外国人

- 川口市に住む外国人は毎年増えている。東日本大震災で2012年は増率がゼロになるが、2013年以降は急増している。
- 川口市在住外国人の半数以上は中国人。次はベトナム人。国籍別にはベトナム人が増えている。
- 外国人在住の自治体単位人数では、川口市は第3位。
- 年齢構成で観ると、川口在住外国人は20代～30代が多い。日本人は半数以上が40歳代以上で、年齢構成が逆転している。



多文化共生について考えよう

川口市に暮らす外国人と共に生きる社会を目指すには

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

(総務省 多文化共生推進委員会2006)

川口市として多文化共生の指針を出しています

《川口市の基本理念》 第2次川口市多文化共生指針より
～日本人住民と外国人住民の多様性を活かした
元気な川口のまちづくり～

《施策展開》

1. コミュニケーション支援
2. 生活支援
3. 多文化共生の地域づくり
- 4 地域活性化やグローバルへの貢献

具体的なアクションとして、“多言語ボランティアの増員”などに取り組んでいます。

川口市に外国人が多く暮らす理由

- 川口は元々鋳物工場が多数あり、そこでは以前から外国人の労働者が多く働いていた。
- 川口は家賃・物価も安く都心への移動が便利。
- 家族・親族や仲間を呼び、徐々にコミュニティ化が形成されている。
- 外国人向けの施設やボランティアが充実している。



など

これから私たちが意識すべきこと

われわれ川口市民が『当事者』として取り組まなければならないこと

ー大切なポイントー

1. 「外国人の問題」ではなく、「私たちの問題」として考える
2. 文化的多様性は「国籍」や「人種」ではとらえられない

●しかし美しい理念だけでは済まない、厳しい現実があるのも事実です。
多文化共生を進めるうえでは、大きく『3つの壁』があります。

【多文化共生を阻む3つの壁】

ことばの壁	適切な情報伝達やコミュニケーションを図ることができない
制度の壁	制度を知らないため、生活する上で必要なサービスを知らない、受けていない
こころの壁	国籍や文化、生活習慣の違いから、日本人・外国人住民双方が積極的な関わりを避ける



ー壁に起因する様々な問題ー

- 子供たちの教育の問題
- 医療や福祉の問題
- “ごみ出し”や“騒音”など、生活マナーやルールの問題 など

教育や行政のサービスを十分に受けられない

摩擦や問題を解決していくために

- ・文化や生活習慣が違う住民が一緒になれば摩擦や衝突はあって当然。
- ・これからは、摩擦や衝突を解決するための“問題解決力”を身につける努力が必要。

“自分も変わる”という意識が問われている。



多文化共生シンポジウムを開催しました

2019年10月6日（日）に川口市民パートナーズステーション



- 東京女子大学の石井教授をはじめ、ジャーナリスト、行政書士、企業経営者、大使館職員など、多彩な方々に参加頂き、様々な視点から多文化共生について考察を行いました。

《多文化共生のシンポジウム内容》

◆講演 : 石井 恵理子 (東京女子大学教授)

◆パネルディスカッション

コメンテーター : 石井 恵理子 (東京女子大学教授)

パネリスト : 大島 隆 (朝日新聞政治部次長)

大塚 香織 (フェロー行政書士事務所代表)

川田 一 (川口市市民生活部協働推進課多文化共生係長)

廣瀬 進治 (株式会社日環サービス代表取締役)

フラート バタン (レバノン共和国大使補佐)

コーディネーター : 青木 克浩 (NGO 多文化共生協働センター・川口 副理事長)

シンポジウム当日の風景



東京女子大学 石井先生の講演



パネルディスカッションの風景



会場全体の風景



コーディネーター青木さん



パネリスト大島さん



大塚さん



川田さん



廣瀬さん



フラートさん

シンポジウムの内容

シンポジウムでは、パネリストより「多文化共生」を考える上で貴重なテーマについてお話をいただきました。

テーマ1：在留資格の基本について

- 「在留資格」とは、日本に入国・在留する外国人に対し、その外国人が行う活動（就労、結婚、留学など）の内容に応じて付与される一定の資格で、現在29種類ある。
- 一方、川口市には「在留資格」が得られず「仮放免」という状態のままの“トルコ系クルド人”も多く生活している。（約2,000人程度と言われている）

☆外国人の在留目的や日本で置かれている状況を理解することが、多文化共生の第1歩。

※「仮放免」とは、本来なら国籍国へ送還されるべき立場にもかかわらず、諸般の事情等により直ちに送還できないことから、一時的に収容を解かれている状態（6頁参照）

テーマ2：技能実習生制度について

- 「技能実習生」とは、日本で技術・技能・知識などの研修を修了した技能研修生のうち、それらを雇用関係の下で、より実践的に修得しようとする者。

☆制度を正しく運用すれば、日本企業側も実習生もメリットがある。

人手不足が顕著な今、安定した人材確保と、職場の高齢化抑止には不可欠な制度。これからも正しく向き合っていく。

テーマ3：芝園団地に住んでみて

- 芝園団地：芝地区にあるUR賃貸住宅で、住民5,000人の半分が外国人。その大半は中国人。

☆日本人と中国人は別々のコミュニティで生活しており、見えない壁が存在する。

互いを知り、顔が見える関係をつくるのが肝要。日本人側も意識を変えて、より踏み込んだコミュニケーションが必要ではないか。



テーマ4：イスラム文化について

- イスラム教徒（ムスリム）は世界で約18億人。イスラムの基本は『六信五行』（信ずべき六つの信条と実行すべき五つの義務）で、神（アッラー）への一神教をもとに、毎日の礼拝や、断食（ラマダン）などが行われる。またイスラム法上で食べることが許されている食材や料理も定められている。（ハラール）

☆日本にも18万8千人のイスラム教徒が暮らしており、その数は年々増加傾向にある。川口も同様に増えており、今後は、イスラム文化にも目を向けることが大切。

参考：在留資格制度について

出典：法務省ホームページ

◆就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使，公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家，画家，作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者，カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者，管理者等
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師，看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校，中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業	機械工学等の技術者等，通訳，デザイナー，語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優，歌手，プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生
特定技能(※1)	人手不足と認められた14の業種

◆身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者，我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世，外国人配偶者の連れ子等

◆就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキングホリデー等

◆就労が認められない在留資格(※2)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客，会議参加者等
留学	大学，専門学校，日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者，子

(※1) 人手不足と認められた14の業種

1. 介護行、2. ビルクリーニング業、3. 素形材産業、4. 産業機械製造業、5. 電気・電子情報関連産業
6. 建設業、7. 造船・舶用工業、8. 自動車整備業、9. 航空業、10. 宿泊業、11. 農業、12. 漁業、
13. 飲食料品製造業、14. 外食業

(※2) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

上記以外に『難民認定制度』がありますが、現在の日本は極めて厳しい状態です。川口市に住むトルコ系クルド人の多くは難民申請をしても認められないため、”仮放免”という位置づけで生活をしています。

※仮放免：正規の在留資格を持たない強制送還の対象者の中でも人道上の理由などで身柄の拘束を解かれた状態のこと。

法務省の難民認定制度



- 難民認定
- 在留特別許可
- 仮放免
- 強制送還

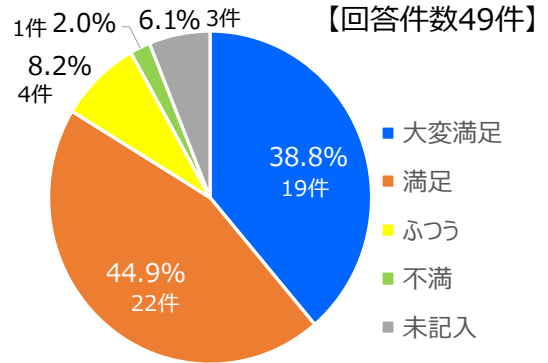
	就労	住民票	国民健康保険	入居
難民認定	○	○	○	○
在留特別許可	○	○	○	○
仮放免	×	×	×	○
強制送還	×	×	×	×

シンポジウムアンケートの要約

シンポジウムにご聴講頂いた皆さんのアンケートより、多文化共生に関する様々なご意見を頂きました。

下記にアンケートのコメントを抜粋しました。

シンポジウム全体の感想について



- 川口市の現状や、これから自分たちはどんな事ができるのかを考えることができ、『多文化共生』について興味を持つ事ができた。このテーマは外国人だけの問題ではなく、同じ街に住む自分たちのことでもあると感じた。(10代 中学生)
- 最初は“知っている、分かっている”つもりで講義を聴いていたが、相手を思いやること、自分が変わる事など、大切なことを知ることができた。(40代)
- 在日外国人から日常生活に基づいた具体的な体験談を直接聴きたい。(30代)
- 親に連れられた子供たちの進学や就学の問題について、是非今後のテーマとして取り上げて欲しい。(50代)
- 学校現場は目の前の子供たちへの対応に追われ、長期的な視点での教育はできていない。是非、行政の方々にも石井先生のお話を聴いてもらいたい。(50代 小学校教師)
- “なんとなく共存しているだけの現状”は改善した方が良いのか？あらためて考えてみたいと思う。(30代)
- 日本語教育というより“日本教育”だと思う。外国人が文化、歴史、生活等を理解することも必要。(60代)

など

ご来場ありがとうございました。

特定非営利活動法人
N G O 多文化共生協働センター・川口

令和元年12月1日 発行